

第 1 回

米子市の歌選考委員会

日時：平成26年7月25日

午前10時から

場所：米子市役所401会議室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員紹介及び委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 正副委員長互選
- 5 正副委員長あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 米子市の歌選考委員会の運営方法について
 - (2) 米子市の歌の制定について
 - (3) 米子市の歌の応募状況について
 - (4) 米子市の歌（歌詞）の選考基準及び選考方法について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

第 1 回

米子市の歌選考委員会

資 料

(平成26年7月25日)

[目 次]

【資料1】米子市の歌選考委員会設置要綱……………	P. 1
【資料2】米子市の歌選考委員会委員名簿……………	P. 2
【資料3】米子市の歌選考委員会の運営方法について（案）……………	P. 3
【資料4】米子市の歌の制定について……………	P. 5
【資料5】米子市の歌の応募状況について……………	P. 9
【資料6】米子市の歌（歌詞）の選考基準及び選考方法（案）……………	P. 10
【その他】米子市の歌募集要項……………	別 添
旧米子市の歌・旧淀江町の歌……………	別 添

米 子 市

米子市の歌選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 米子市の歌（歌詞及び楽曲を総称したものをいう。以下同じ。）を選考するため、米子市の歌選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 米子市の歌の選考基準及び選考方法の調査及び検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、米子市の歌の選考に関し必要な事項
- (3) 米子市の歌の候補の選考

2 委員会は、前項各号に掲げる事務を処理したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(解散)

第6条 委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務管財課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

米子市の歌選考委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
鳥取県西部合唱連合 理事長	キノ シタ アキ オ夫 木 下 晶 夫	
米子市文化協議会 会長	コ ダニ ユキ ヒサ久 小 谷 幸 久	
鳥取県吹奏楽連盟 理事長	タケ ダ ダイ スケ助 竹 田 大 助	
米子市淀江地域審議会 会長	タ ナカ ヒデ アキ明 田 中 秀 明	
島根大学教授（音楽科教育）	フジ イ コウ キ基 藤 井 浩 基	
よなご童謡の会 代表	フル セ ミホ ユ子 古 瀬 美保子	
米子管弦楽団 団員（前団長）	ホン ダ ユ ミ コ子 本 田 祐美子	
米子市自治連合会 副会長	ヤ フタ タダ ヨシ義 八 幡 忠 義	

米子市の歌選考委員会の運営方法について（案）

米子市の歌選考委員会設置要綱（平成26年5月9日施行。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、米子市の歌選考委員会（以下「選考委員会」という。）の運営方法を次のとおり定める。

記

1 所管事項及び議事決定方法

(1) 所管事項

選考委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- ア 選考基準及び選考方法を検討し、決定する。
- イ 応募作品を上記アの選考基準及び選考方法により審査し、米子市の歌の候補となる最優秀作品（歌詞・曲それぞれ1作品）及び優秀作品（歌詞・曲それぞれ2作品）を選考し、その結果を市長に報告する。
- ウ 上記イにより選考した最優秀作品に対する補作（作品の制作意図を損なわない程度に技術的な補正を行うことをいう。以下同じ。）の必要性を検討し、必要に応じて補作に係る意見を市長に提出する。

(2) 議事決定方法

- ア 応募作品の審査・選考は、応募者の情報を秘して行い、委員の投票で決定する。なお、投票の方法は、別に定める。
- イ 上記イ以外の議事は、要綱第5条第4項の規定に基づき多数決で決定する。
- ウ 上記ア及びイにより決定した議事のうち、市長に報告すべき事項は、選考委員会の総意として改めて決定する。

2 会議の一部非公開

選考委員会の会議は、次のとおり一部を非公開とする。

(1) 非公開とする部分

第2回以後の会議の全部

(2) 非公開とする理由

第2回以後の会議においては、専ら、応募作品を審査し、米子市の歌の候補となる最優秀作品及び優秀作品を選考する予定としている。審査・選考は応募者の情報を秘して行うことから特定の個人・団体を識別することはできないが、会議を公にすれば、未発表の著作物である応募作品に係る応募者の著作権を侵害するおそれがある。また、審査・選考の過程において、応募作品に対する中途の評価の情報を公にすれば、市民の間に米子市の歌に対する誤解や混乱を生じさせるおそれがある。

3 会議情報の外部漏洩の禁止

選考委員会の委員は特別職の公務員であり、法律上の守秘義務は課せられていないが、上記2の考え方に準じ、選考委員会が市長に報告し、これを踏まえて市が米子市の歌を決定するまでの間については、委員は、選考委員会の会議で知り得た情報（市が公にしたものを除く。）を外部に漏らしてはならないものとする。

4 応募者等との接触の回避

選考委員会の委員は、公平・公正に職務を遂行することが求められているが、このことは、選考委員会の会議以外の場においても同様の立場を保持することが適当であることから、応募者（委員が知り得た外部の情報により応募者と認めた者をいう。）その他の利害関係者との接触は、これを回避するものとする。

米子市の歌の制定について

1 経 過

- (1) 米子市は、平成17年3月31日に旧米子市と旧淀江町が合併して誕生しました。
- (2) 両市・町においては、それぞれ市・町の歌を有していましたが、合併の際の協議等（※）により、新米子市における歌の制定については、何年か後の記念となる年に公募により制定することとされました。
※合併前の米子市・淀江町合併協議会の協議及び合併後平成17年7月に設置された米子市市章等選考会の審議
- (3) 平成26年度は、合併10周年を迎える記念の年であり、この節目の年に米子市の歌を広く全国に公募することにより制定することとしたものです。

2 制定目的

米子市の歌を制定し、これが市民に親しまれ歌い継がれていくよう普及に取り組むことにより、歌を通じて市民の米子市を愛する意識の醸成を図り、もって米子市の地域や人のさらなる一体化を推進しようとするものです。

3 制定方法

米子市の歌は、次に掲げる方法（考え方）により制定します。

(1) 市民がつくる

米子市の歌は、広く全国に公募しましたが、米子市民や出身者にも応募していただいています。

(2) 市民がえらぶ

米子市の歌は、応募作品のうちから、市民の代表で構成する「米子市の歌選考委員会」において選考します。

(3) 市民がうたう

米子市の歌は、平成27年3月31日開催予定の「合併10周年記念式典」で披露（音楽CDの作成・配布及び歌唱）することとしていますが、歌唱は、米子市民や出身者などに依頼することとしています。

4 公募の概要 ※詳細は、別添の募集要綱のとおり

(1) 募集内容

「歌詞」と「作曲者の登録(※)」

※歌詞が決定した後に作曲を募集するため事前に作曲者を登録

(2) 応募作品の条件

ア 米子市の豊かな自然や歴史、文化、人と人とのつながり、ふるさとへの思いなどをテーマ。幅広い年代に親しまれるもの。歌詞は、1番から2番ないし3番まで。

イ 自作未発表のもの。他者の著作権を侵害しないもの。

ウ 歌詞と曲それぞれに1人1作品。

(3) 応募者の資格

年齢、住所地などの応募者の資格は不問。団体での応募も可。

(4) 応募期限

ア 歌詞 平成26年7月18日(金)

イ 作曲者の登録 平成26年7月31日(木)

※曲の応募は、別途、応募期限を登録した作曲者に通知

(5) 表彰・賞金

最優秀作品(米子市の歌の候補)及び優秀作品については、応募者を表彰・賞金を交付。

区分	表彰区分	賞金
歌詞	最優秀作品 (1作品)	10万円
	優秀作品 (2作品)	各 3万円
曲	最優秀作品 (1作品)	10万円
	優秀作品 (2作品)	各 3万円

5 制定までの流れ

別紙のとおり

6 普及に向けた取組

(1) 合併10周年記念式典における披露

米子市の歌は、平成27年3月31日に制定し、同日に開催することとしている「合併10周年記念式典」において披露します。

(2) 音楽CDの作成及び配布

米子市の歌を収録した音楽CD（記念式典版）を作成し、合併10周年記念式典の出席者に配布します。また、学校、公民館、希望する市民等にも同様に配布し、それぞれの活動における利用を働きかけます。

(3) 市ホームページによる配信

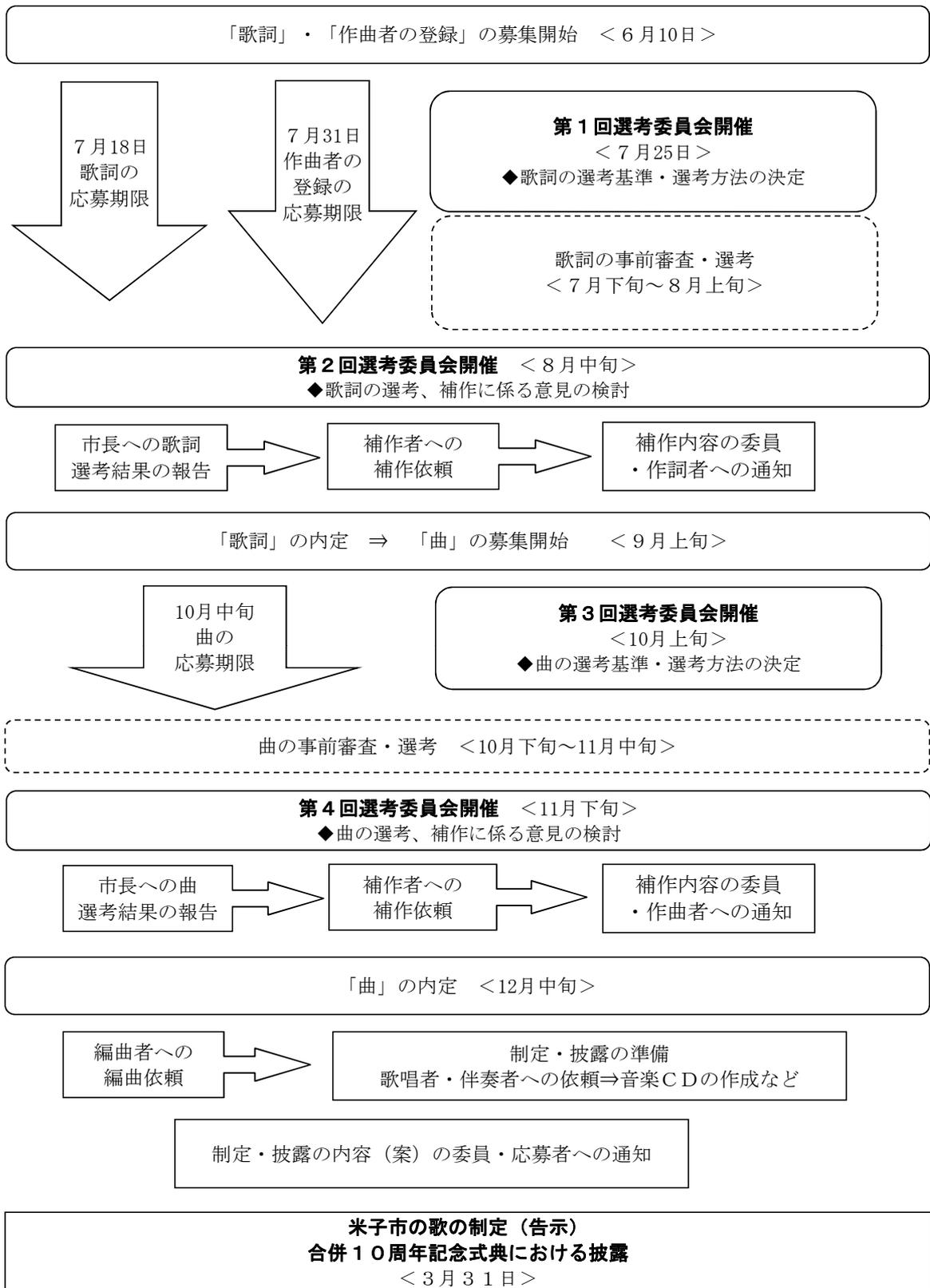
米子市の歌は、市ホームページにおいて広く全国に配信します。

(4) その他の普及方策の検討・実施

上記のほか、米子市の歌の普及に向けた取組については、今後、普及方策を検討し、平成27年度以後において順次実施します。

「米子市の歌」制定までの流れ（平成26年6月～平成27年3月）

（平成26年7月25日現在）



※「補作者、編曲者、歌唱者及び伴奏者」は、市がプロの音楽家等に依頼

米子市の歌の応募状況について

(平成26年7月23日現在)

◎歌詞(応募期限:平成26年7月18日) 63作品

うち2作品は、団体での応募

【内訳】市内外・男女別

総数	市内	市外	男	女	住所・性別 不明
63	30	32	37	25	1

年代別

総数	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	年齢不明
63	2	1	5	8	14	14	14	4	1

◎作曲者の登録(応募期限:平成26年7月31日) 45人

うち2人は、団体での応募

【内訳】市内外・男女別

総数	市内	市外	男	女
45	14	31	31	14

年代別

総数	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～
45	1	6	10	3	13	6	4	2

注:上記の表において、団体での応募については、その代表者の情報により集計していること。

米子市の歌（歌詞）の選考基準及び選考方法（案）

第 1 米子市の歌（歌詞）の選考基準

選考委員会は、米子市の歌（歌詞）の候補を、次に掲げる基準に基づき選考するものとする。

1 選考基準

選考基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 米子市の豊かな自然や歴史、文化、人と人とのつながり、ふるさとへの思いなどをテーマとしているものであること。
- (2) 幅広い年代に親しまれるものであること。
- (3) 歌詞として優れているものであること。
- (4) 第 1 の 2 に規定する失格事由のいずれにも該当しないものであること。

2 失格事由 ※失格の認定は、市長が行う。

次に掲げる事項に該当する作品は、失格（選考の対象外）とする。

- (1) 当該歌詞に公序良俗に反する字句が含まれていること。
- (2) 当該歌詞に特定の個人や団体を誹謗中傷又は賞賛する字句が含まれていること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、当該歌詞に米子市の歌として相応しくない字句が含まれていること。
- (4) 当該歌詞が 1 番から 2 番ないし 3 番までで構成されていないこと。
- (5) 当該歌詞が明らかに既に発表されている作品と酷似しており、他者の著作権を侵害するおそれがあること。
- (6) 当該歌詞に明らかに他者の著作権その他の権利を侵害するおそれがある字句が含まれていること。
- (7) 当該歌詞の応募者が他の歌詞も応募していること（応募者が選考前に応募の一部を取り下げ、これに該当しなくなった場合を除く。）。
- (8) その他米子市の歌募集要項の規定に反するものであること。

第 2 米子市の歌（歌詞）の選考方法

選考委員会は、米子市の歌（歌詞）の候補を、次に掲げる方法により

選考するものとする。

1 選考方針

選考委員会は、応募作品を第1の1に規定する選考基準に照らして審査し、優れた作品数点を選考委員会の総意により選考する。なお、最も優れた最優秀作品は、米子市の歌（歌詞）の候補として市長に報告する。

2 選考する作品の数

次の表に掲げるとおり、最優秀作品のほか4作品を選考する。

選考区分		備考
第1位	最優秀作品	・補欠作品は、選考委員会の選考後、最優秀作品又は優秀作品に応募の取下げ等があった場合に、市長が選考区分の順位を繰り上げることができるよう選考するもの。
第2位	優秀作品	
第3位	優秀作品	
第4位	補欠作品	

3 選考方法

選考は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 委員による事前の選考

各委員は、市長から示された選考対象作品（応募作品から第1の2に規定する失格事由に該当していると市長が判断した作品を除いたもの）のうちから、優秀な作品4作品（順位は不要）を事前を選考し、委員長に報告する。なお、失格事由に該当していると市長が判断した作品であっても、各委員が失格に当たらないと判断した作品については、これを選考対象作品として取り扱い選考するものとする。この場合において、各委員は、失格に当たらないと判断した作品及びその理由を委員長に報告する。

(2) 会議における投票による選考

ア 委員長は、各委員による事前の選考の結果（それぞれの作品を選考した委員の数）を集計し、会議において報告する。なお、各委員が失格に当たらないと判断した作品についても併せて報告する。

イ 委員長は、必要に応じて、各委員が失格に当たらないと判断した作品の取扱いについて会議に諮り、決定する。

ウ 会議における選考は、無記名の投票によるものとする。

《投票方法の例》

※実際の投票方法は、委員による事前の選考の結果を踏まえて、委員長が会議に諮り、投票を行う前に決定する。

- A 最初の投票の対象は、各委員による事前の選考の結果、上位12作品（選考した委員の数が同数となったことにより12作品を超える場合は、当該作品を除いた作品数）とする。
- B 投票は、次のとおり行うものとする。
- ① 委員長は、投票に先立ち、各委員が特に優秀であると評価した作品について意見を聴く。
 - ② 委員は、他の委員の評価も踏まえ、最初の投票の対象となった作品のうちから、優秀な作品4作品（順位は不要）を投票する。（第1回投票）
 - ③ ②の結果、上位8作品を選考する。ただし、投票した委員の数が同数となったことにより8作品を超える場合は、当該作品を除いた作品数を選考する。
 - ④ 委員は、③により選考された作品のうちから、優秀な作品4作品（順位は不要）を投票する。（第2回投票）
 - ⑤ ④の結果、上位4作品を選考するとともに、これらの選考区分の順位を投票した委員の数の順に応じて決定する。この場合において、投票した委員の数が同数となったことにより4作品を超えるとき、又は選考区分の順位を決定することができないときは、決選投票により、上位4作品を選考区分の順位とともに決定する。なお、決選投票における各委員の投票作品数は、決選投票の対象となった作品の数から1を除いた数（上限4作品）とする。
 - ⑥ ⑤の決選投票によってもなお選考区分が決定しない場合は、必要に応じて決選投票を繰り返す。

(3) 選考委員会の総意の決定

委員長は、会議における投票による選考の結果を選考委員会の総意とすることについて採決し、これを決定する。

「米子市の歌」募集要項



平成26年6月

米 子 市

1 目的

米子市は、旧米子市と旧淀江町との合併により平成17年3月31日に誕生し、今年度で10周年を迎えます。この記念となる年に「米子市の歌」を制定し、これが市民に親しまれ歌い継がれていくよう普及に取り組むことにより、歌を通じて市民の米子市を愛する意識の醸成を図り、もって米子市の地域や人の更なる一体化を推進しようとするものです。

2 募集内容

米子市の歌の「歌詞」と、「作曲者の登録（歌詞が決定した後に作曲を募集するため事前に作曲者を登録）」の2つを広く全国に募集します。なお、この募集による応募作品（歌詞と曲）の条件及び応募者の資格は、次のとおりとします。

(1) 応募作品の条件

ア 応募作品は、米子市の豊かな自然や歴史、文化、人と人とのつながり、ふるさとへの思いなどをテーマとしており、幅広い年代に親しまれるものとしてください。なお、歌詞は、1番から2番ないし3番までとしてください。

イ 応募作品は、自作未発表のものであり、他者の著作権を侵害しないものとしてください。

ウ 応募作品は、歌詞と曲それぞれに1人1作品に限ります。

(2) 応募者の資格

年齢、住所地などの応募者の資格は問いません。また、団体での応募もできます。団体で応募する場合は、代表者を必ず定めてください。なお、歌詞の応募者が作曲者の応募者になることは可能です。

3 応募期限

区分	応募期限
歌詞の応募	平成26年7月18日（金）まで
作曲者の登録の応募	平成26年7月31日（木）まで

4 応募方法

(1) 歌詞の応募

ア 「歌詞応募用紙（様式1）」に歌詞を記入し、提出してください。なお、漢字及びローマ字などには、必ずふりがなを付けてください。

イ 「歌詞応募者記入用紙（様式2）」に住所・氏名など必要事項を記入し、併せて提出してください。

(2) 作曲者の登録の応募

「作曲者登録応募用紙（様式3）」に住所・氏名など必要事項を記入し、提出してください。

※市は、歌詞が決定した後に、登録した作曲者に対し歌詞を送付し、曲を募集します。曲の応募方法は、募集の際、個別にお知らせしますが、応募期間は、おおむね平成26年8月中旬から同年9月下旬までを予定しています。

(3) 共通事項

ア 応募は、受付窓口への持参、郵送又は電子メールによるものとします。

イ 持参による受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までです。また、郵送又は電子メールによる応募は、応募期限当日までの消印又は受信記録があるものに限り、受け付けます。

ウ この募集要項は、市ホームページに掲載しており、応募用紙等の様式（ワード・PDFファイル形式）をダウンロードすることができます。

エ 電子メールで応募される場合は、件名を「米子市の歌・歌詞応募」又は「米子市の歌・作曲者応募」とし、ワード又はPDFファイル形式で作成した応募用紙等を送信してください。

5 選考方法等

(1) 選考方法

応募作品は、有識者（音楽関係者）などで組織する「米子市の歌選考委員会」において審査し、最優秀作品及び優秀作品を選考します。市は、最優秀作品に選考された歌詞及び曲をもって米子市の歌を制定します。

(2) 表彰・賞金

選考された最優秀作品及び優秀作品については、応募者を表彰し、賞金を交付します。

区分	表彰区分	賞金
歌詞	最優秀作品（1作品）	10万円
	優秀作品（2作品）	各3万円
曲	最優秀作品（1作品）	10万円
	優秀作品（2作品）	各3万円

(3) 選考結果の通知

選考結果は、平成26年12月頃に応募者全員に通知します。なお、歌詞の最優秀作品に選考された応募者に対しては、登録された作曲者に曲を募集する前に、その旨を連絡します。

(4) 応募作品の取扱い

ア 応募作品（応募用紙その他応募に当たって提出された全てのもの）は、返却しません。

イ 最優秀作品に選考された応募作品に対しては、補作（作品の制作意図を損なわない程度に技術的な補正を行うこと）を行う場合があります。また、市は、最優秀作品を米子市の歌として制定するに当たり、編曲を付します。

ウ 米子市の歌として制定された応募作品の著作権その他の一切の権利は、市に帰属し、市は、これを自由に使用します。

エ 上記2の(1)の「応募作品の条件」を明らかに満たしていないと認められる応募作品は、失格とします。

(5) 個人情報の取扱い等

ア 応募者の個人情報は、米子市において適切に管理し、米子市の歌に係る事務以外の事務には使用しません。

イ 最優秀作品及び優秀作品に選考された応募者については、その住所（都道府県名及び市区町村名に限る。）及び氏名を公表します。

ウ 応募作品が最優秀作品又は優秀作品の候補となった場合は、米子市は、応募者の個人情報を利用して、応募者が暴力団の関係者でないことを確認するため警察に照会します。応募者が暴力団の関係者であることが判明したときは、最優秀作品及び優秀作品に選考しません。

※米子市は、米子市暴力団排除条例（平成23年米子市条例第21号）に基づき、市の事務事業から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）を排除することとしています。

【受付窓口・問合せ先】

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市役所総務管財課「市の歌募集係」

電話番号 0859-23-5331

電子メールアドレス somu@city.yonago.lg.jp